

日バス協技第26号
令和2年1月31日

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会
会長 三澤 憲一

事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策について

平素より、当協会の活動に格別なご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記について、国土交通省自動車局安全政策課長から別紙「事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策について」のとおり通知がありました。

今回、重要調査対象事故として、中型乗合バスの衝突事故調査報告書が公表されましたので貴協会傘下会員事業者にも周知のほど、よろしくお願い申し上げます。

※【重要調査対象事故】 中型乗合バスの衝突事故（世田谷区）

※ 事業用自動車事故調査報告書については、下記URLより確認いただけます。
<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

担当：技術安全部（田中・横山）
電話：03-3216-4015



国自安第161号
令和2年1月31日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策について

今般、事業用自動車事故調査委員会が、下記のとおり事業用自動車事故調査報告書を公表しました。

今回公表された3件の事案については、①運転者が事故前日から体調不良を感じていたにもかかわらず運行を継続したこと（別添1の事案）、②運転者がSASのスクリーニング検査で経過観察と判定されていたにもかかわらず、事業者はその後のフォローを行わずに運転させていたこと（別添2の事案）、③運転者が以前より日中眠気を感じていたが、運行管理者が運転者の健康管理等を十分行っておらず、事故後に当該運転者は重度のSASであることが判明したこと（別添3の事案）等の特徴が挙げられているところです。

今後、同種の事故を未然に防止するため、貴会傘下事業者に対し、同報告書において提言のあった再発防止策について、別紙を参考にいただき、積極的に取り組むよう周知・啓発していただくとともに、国土交通省が策定した「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」及び「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル」等を活用し、輸送の安全に万全を期すよう併せて周知方お願いいたします。

記

〔特別重要調査対象事故〕

- ・大型トラックの追突事故（愛知県岡崎市）：別添1

〔重要調査対象事故〕

- ・中型乗合バスの衝突事故（世田谷区）：別添2
- ・タクシーの衝突事故（長崎県平戸市）：別添3

※ 事業用自動車事故調査報告書については、下記URLより確認いただけます。
<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>